

平成 31 年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 92 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているが、平成 30 年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みである。しかし、休業 4 日以上の死傷災害については、転倒災害の増加等により 3 年連続で、前年を上回る見込みである。業種別では陸上貨物運送事業や第三次産業で増加率が高く、事故の型別では「転倒」や熱中症を中心とする「高温・低温の物との接触」で増加率が高くなっている。これらの要因としては基本的な安全対策が不十分なことによる災害の発生や、業種を問わず増加を続けている転倒災害が冬季を中心に発生していることが考えられる。

また、近年増加している高年齢労働者対策や、今後増加が見込まれる外国人労働者対策をはじめとする、就業構造の変化及び働き方の多様化に対応等も考慮した、日々の仕事が安全なものとなるような取組が求められる。

このような状況を踏まえ、更なる労働災害の減少を図ることを決意して、平成 31 年度全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

新たな時代に PDCA みんなで築こう ゼロ災職場

2 期 間

7月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

(1) 安全広報資料等の作成、配布を行う。

- (2) 様々な広報媒体を通じて広報を行う。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対し、支援、協力を依頼する。

9 実施者の実施事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、次の事項を実施する。

- (1) 全国安全週間及び準備期間中に実施する事項
 - ①安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
 - ②安全パトロールによる職場の総点検の実施
 - ③安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
 - ④労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族の協力の呼びかけ
 - ⑤緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
 - ⑥「安全の日」の設定のほか全国安全週間及び準備期間にふさわしい行事の実施
- (2) 繙続的に実施する事項
 - ① 安全衛生活動の推進
 - ア 安全衛生管理体制の確立
 - (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - (エ) 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるP D C Aサイクルの確立
 - イ 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施
 - (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
 - ウ 自主的な安全衛生活動の促進
 - (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - (イ) 職場巡視、4 S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、K Y(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ リスクアセスメントの実施
 - (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - (イ) S D S(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化

学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進（「ラベルでアクション」の取組の推進）

オ その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

② 業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア 建設業における労働災害防止対策

(ア) 一般的事項

- a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、改正された法令に基づくフルハーネス型墜落制止用器具の積極的な導入と適切な使用
- b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保

(イ) 東日本大震災及び平成28年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策

- a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
- (イ) 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
- (ウ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
- (エ) 装置産業の事業場における高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
- (オ) 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

ウ 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施
- (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、

危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化

(エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③ 業種横断的な労働災害防止対策

ア 転倒災害防止対策 (S T O P ! 転倒災害プロジェクト)

(ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消

(イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

(ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施

(エ) 転倒災害防止のため安全衛生教育時における視聴覚教材の活用

イ 交通労働災害防止対策

(ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

(イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

(ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

(エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ 高年齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

(ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実

(イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化 (ウ) 母国語や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

(エ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施

(オ) 高年齢労働者に配慮した職場改善の実施

エ 熱中症予防対策 (S T O P ! 熱中症 クールワークキャンペーン)

(ア) WBGT値(暑さ指数)の把握とその結果に基づく適正な作業環境管理、休憩時間の確保を含む作業管理の実施

(イ) 計画的な熱への順化期間(熱に慣れ、その環境に適応する期間)の設定

(ウ) 自覚症状の有無にかかわらない水分・塩分の積極的摂取

(エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患(糖尿病等)を有する者に対する配慮、日常の健康管理や健康状態の確認

(オ) 熱中症予防に関する教育の実施

(カ) 異常時の速やかな病院への搬送や救急隊の要請

(キ) 熱中症予防管理者の選任と職場巡視等

職場における労働災害防止の要請

都内の労働災害の発生件数は、労使の皆様を始め関係各位のご尽力により長期的には着実に減少してきています。

しかしながら、今なお年間 60 人を超える方が労働災害により亡くなられています。特に高所等からの墜落・転落による死亡災害が建設業のみならず他の産業でも発生しており、高所作業時の安全対策が重要となっています。

また、平成 30 年は全産業の休業 4 日以上の労働災害による死傷者数が 10,486 人に上り、10 年ぶりに 1 万人を超えたところであり、極めて憂慮すべき状況にあります。

死傷者の 6 割以上が第三次産業に従事する方々であり、業種ごとの差はあるものの、第三次産業においては、転倒、腰痛・捻挫、交通事故による労働災害が多く発生しています。

労働災害の増加には、様々な背景があり、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事等の建設需要の増加、経済の活性化、都内の就業者数の増加、産業構造の変化による第三次産業従事者の増加や労働者の高齢化などが考えられます。

また、外国人労働者の増加に伴い一部の業種においては、外国人労働者の労働災害が増加していることも課題です。

労働災害は本来あってはならないものであり、安全な就労環境を築くためには、経営トップの強い意識のもと、不断の取組が必要です。労働災害のない職場づくりを進めることは、人材を確保・養成し、企業活動を活性化する上でも、大きなメリットをもたらします。

7 月 1 日から 7 日までの全国安全週間を控え、準備期間である 6 月は、事業場の安全について点検を行う良い機会でもあります。事業者の皆様におかれましては、別紙事項に特にご留意の上、死亡災害の未然防止及び労働災害全体の減少に向け、安全・衛生のための活動を行っていただきますよう要請いたします。

令和元年6月

厚生労働省東京労働局長

前田 芳延

職場の安全・衛生のための活動

東京都内では、**昨年1年間で1万人**を超える方が仕事中のケガや事故（労働災害）により死傷しています。

労働災害を防止するため、以下の事項に取り組みましょう！

□経営トップの意識が重要です！

安全で衛生的な職場環境を実現するためには、企業内の体制を整備する必要があります。この観点から、経営トップが方針を表明し、職場の安全衛生に対する意識や取組をご確認ください。

□安全衛生管理体制は確立されていますか？

労働災害を防止するには、企業の自主的活動が不可欠です。

このため、安全管理者などの法定の管理者を選任し、適切な職務を行わせているか、活動実態はあるかなどをご確認ください。

また、第三次産業の一部業種など、安全管理者等を置くことが義務付けられていない事業場においても、安全衛生に関する担当者（安全推進者）を置き、職場環境の改善や作業方法の改善、労働者への安全教育や意識啓発の取組を行ってください。

□職場内の危険を洗い出し、順次改善していきましょう！

機械設備や生産工程の多様化・複雑化に伴い、個々の事業場に応じた危険性の把握が一層重要となっています。このため、職場内の危険性を調査し、必要な措置を講じること（リスクアセスメント）は、事業者の責務とされています。

職場内の危険な場所や作業内容を不斷に確認し、危険性の高いものから順次改善を行ってください。

□労働者1人1人に対する意識啓発をお願いします

職場内の転倒や、移動中の交通事故など、労働者1人1人の安全意識が重要となる労働災害の割合が増えています。死亡災害などの重篤な災害を防ぐためには、労働者自身が危険性を事前に察知することも重要です。

この観点から、労働者1人1人に対し、事業場内の設備や作業内容等に応じた安全・衛生に関する教育、労働災害防止のための意識啓発の取組をお願いします。

首都東京で働く人の労働災害を防ぎましょう！

東京労働局では、第13次労働災害防止計画に基づく取組を推進しています。



～トップが打ち出す方針

みんなで共有 生み出す安全・安心～

東京労働局・労働基準監督署

策定日 平成●●年●月●日	施行日 平成●●年●月●日
安全衛生方針	
当社は、「『従業員の安全』は『お客様の安全』の基礎である」との理念に基づき、安全衛生の基本方針を以下のとおり定め、経営者、従業員一丸となって労働災害防止活動の推進に努めます。	
安全衛生の基本方針	
<ul style="list-style-type: none">① 安全衛生活動の推進を可能とするための組織体制の整備、責任の所在の明確化を図る② 労使のコミュニケーションにより、職場の実情に応じた合理的な対策を講じる③ すべての社員、パート・アルバイトに安全衛生確保に必要な十分な教育・訓練を実施する④ 上記の実行に当たっては適切な経営資源を投じ、効果的な改善を継続的に実施する	
会社名 株式会社●●スーパー・マーケット	代表者 代表取締役 安全太郎 (白筆で署名して下さい)



東京労働局 HP

第13次東京労働局労働災害防止計画～Safe Work TOKYO～

「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」

ロゴマークとキャラクチャーフレーズ



～トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心～

労働災害の防止に当たっては、行政や労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者だけではなく、仕事を発注する発注者や仕事に従事する製品やサービスを利用する消費者等、すべての関係者が、「労働災害は本来あつてはならないものである」との認識を共有し、安全や健康のために要するコストへの理解を醸成し、それぞれの立場に応じた責任ある行動をとる社会を実現していくかなければならない。

目指すべき社会の実現に向け、“Safe Work TOKYO”の下、
「トップが打ち出す方針 みんなで共有 生み出す安全・安心」をキャラクチャーフレーズとして、すべての関係者が認識を共有して取組を推進することとする。

○死亡災害：2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
○死傷災害：増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる

(上記の「基本目標」を達成するため、主要施策に対応した「小目標」を設定)

- ・建設業における死者数 2017年と比較して、2022年までに15%以上減少させる。
- ・製造業については、機械災害対策を重点的に講じることにより、死亡災害を引き続き発生させない。
- ・陸上貨物運送事業の死傷者数 2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- ・第三次産業 小売業、社会福祉施設、飲食店及びビルメンテナンス業対策を重点的に講じることにより、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに死傷年千人率で5%以上減少させる。
- ・メンタルヘルス対策 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする。
- ・腰痛対策 第三次産業及び陸上貨物運送事業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。
- ・熱中症 対策 計画期間中に死亡災害を発生させない。

東京において計画を推進するにあたっての3つの基本的考え方

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設工事における安全衛生対策
⇒ 局署、受注元方事業者、関係団体及び労働者代表の連携に取り組む。
- 本社機能が集中する東京発の安全衛生対策の全国への普及拡大
⇒ 企業本社が主導する全社的な安全衛生対策の推進により、全国の労働災害の減少を実現させていく。
- 「行政が進める安全衛生対策の見える化」の推進
⇒ “Safe Work TOKYO”を活用した「行政が進める安全衛生対策の見える化」を図り、広く国民にアピールする。

計画のねらい

基本目標

小目標

基本的考え方

